

燕市人権教育・啓発推進計画

令和元年度～令和5年度
(2019年度～2023年度)



令和元年6月

燕 市

はじめに

人権とは、人種や国籍、性別、言語にかかわらず、誰もが生まれながらに持っている大切な権利であり、人が人らしく幸福な生活を営む権利です。しかしながら、私たちの周りには、さまざまな人権問題が存在しており、人権が尊重される社会の実現のためには、市民一人ひとりが人権について正しく理解するとともに、自らの課題として取り組んでいくことが必要です。

燕市におきましては、人権に関する課題や問題を総合的に推進するために、平成29年11月から12月にかけて実施いたしました「人権に関する意識調査」の結果を踏まえ、人権が尊重されるように、差別や偏見のない明るい社会の実現を目指して、今後の指針となる「燕市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、市民の皆様とともにあらゆる場を通じて人権教育・啓発に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「燕市人権教育・啓発推進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係機関や意識調査にご協力をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和元年6月

燕市長 鈴木 力

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

- 1 調査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 調査結果と考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

- 1 就学前教育・学校教育における人権教育の推進・・・・・・・・ 10
- 2 家庭・地域における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 11
- 3 事業所における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 12
- 4 特定事業従事者における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 13

第4章 分野別人権施策の推進

- 1 障がいのある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6 外国籍住民等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 7 感染症患者等の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 8 インターネット上での人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 9 さまざまな人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第5章 計画の推進

- 1 総合的な人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 2 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 3 人権施策の推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

資料編

- 1 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

2	燕市人権教育・啓発推進計画策定委員会設置要綱	60
3	燕市人権教育・啓発推進計画策定委員会委員名簿	62
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	63
5	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	65
6	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	71
7	部落差別の解消に関する法律	74
8	用語解説	

(本文中の〇〇〇^{※数字}は用語解説に掲載)

グラフの見方について

- ・ 回答の比率 (%) は、小数点第 2 以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても 100% に合致しない場合があります。
- ・ 回答の比率 (%) は、その設問の回答者数を基礎として算出しています。そのため、複数回答の場合、選択肢ごとの割合を合計すると 100% を超えることがあります。